

出張者及び経費について
(マレーシア・ペナン州 令和6年10月28日～10月31日)

1 出張者 5名

葛飾区長、葛飾区議会議員、随員職員3名

2 経費の内訳

項目	金額 (円)	備考
旅費総額	3,310,468	
航空賃	1,776,970	
区長、議長	1,172,800	航空券(往復ビジネスクラス)、 空港使用料、燃油サーチャージ
随員職員3名	604,170	航空券(往復エコノミークラス)、 燃油サーチャージ
旅行雑費・渡航手数料	66,670	
区長、議長	19,440	入出国税
随員職員3名	47,230	入出国税、空港使用料、 旅券交付手数料(内2名)
宿泊料	238,500	
区長、議長	102,600	3泊
随員職員3名	135,900	3泊
日当、支度料、国内交通費	299,328	
区長、議長	150,700	日当、支度料 10/28-31
随員職員3名	148,628	日当、支度料 10/28-31 国内交通費 10/28、31
車両借り上げ及び現地ガイド	366,000	車両：1台/日 延べ4台 現地ガイド：1人/日 延べ4人
通訳	456,500	10/29-30 1人/日 延べ2人
航空券・宿泊ホテル手配手数料	106,500	

<支出根拠>

区長：葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年条例第20号）

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）

議長：葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）

職員：職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第10号）

(参考) 出張者ごとの支出根拠詳細

【区長】

航空賃 : 葛飾区長等の給与等に関する条例第3条第2項別表第2 及び
国家公務員等の旅費に関する法律第34条第1項イ

旅行雑費 : 葛飾区長等の給与等に関する条例第3条第2項別表第2 及び
国家公務員等の旅費に関する法律第39条の2

宿泊料 葛飾区長等の給与等に関する条例第3条第2項別表第2 及び
及 び : 国家公務員等の旅費に関する法律第35条第1項別表第2
日 当 1 日当、宿泊料及び食卓料

支度料 : 葛飾区長等の給与等に関する条例第3条第2項別表第2 及び
国家公務員等の旅費に関する法律第39条第1項別表第2
3 支度料及び死亡手当

【議長】

航空賃 : 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第3項

旅行雑費 : 同上

宿泊料 : 同上

日当 : 同上

支度料 : 同上

【随行職員】

航空賃 : 職員の旅費に関する条例第34条第1項(1)

渡航手数料 : 職員の旅費に関する条例第40条

宿泊料 : 職員の旅費に関する条例第35条第1項別表第2(1)日当、宿泊料及び
食卓料 及び 第43条第2項

日当 : 職員の旅費に関する条例第35条第1項別表第2(1)日当、宿泊料及び
食卓料

支度料 : 職員の旅費に関する条例第39条第1項別表第2(2)支度料

国内交通費 : 職員の旅費に関する条例第20条第1項(1)